

令和7年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 令和7年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 井口 信二
委 員 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 颯	・教育指導課長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	江川 泰輔	・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信
・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜	・統括指導主事	青木 大輔
・統括指導主事	田辺 留美子	・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	宮木 亮
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委 員 井口 信二 委 員 久保 洋子
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 11時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、井口委員と久保委員にお願いをいたします。

まず、本日、傍聴の申出はございませんけれども、本日の議案第36号につきましては、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第36号につきましては非公開といたしまして、議事の進行は議事日程を変更します。非公開案件である議案第36号を上程し、その後、議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が12件、報告事項等が2件でございます。

それでは、議案第36号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」を上程いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第36号「教育委員会事務局管理職員の人事異動」につきまして、ご説明を申し上げます。

「提案理由」につきましては、教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。別添のとおり、教育委員会事務局管理職員の人事異動を発令いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、人事異動の資料をご覧ください。

まず、1. 令和7年4月1日付けで、次の職を命ずるものでございます。(1) 部長級でございます。教育委員会事務局教育次長は、山崎淳。現職は、教育委員会事務局教育総務課長【統括課長】でございます。

次に、(2) の課長級でございます。教育委員会事務局教育総務課長【統括課長】は、羽田顕。現職、教育委員会事務局学務課長でございます。続いて、教育委員会事務局学校施設課長は、川端嘉彦で、現職、都市整備部密集地域整備担当課長でございます。続きまして、教育委員会事務局学校施設整備担当課長、加藤義人は、現職、教育委員会事務局教育総務課・係長でございます。続きまして、教育委員会事務局学務課長、大倉義雄は、現職、施設部学校施設計画担当課長でございます。続きまして、教育委員会事務局教育指導課長は、杉山茂。現職、東京都教育庁指導部主任指導主事<葛飾区派遣>でございます。続きまして、教育委員会事務局総合教育センター管理担当課長は、松井美貴子。現職は、健康部生活衛生課長でございます。続きまして、教育委員会事務局放課後支援課長は、宮木亮。現職は、教育委員会事務局生涯スポーツ課長でございます。続きまして、教育委員会事務局生涯学習課長は、土居真喜。現職は、

教育委員会事務局総合教育センター管理担当課長でございます。続きまして、教育委員会事務局生涯スポーツ課長は、張替武雄でございます。現職、教育委員会事務局生涯スポーツ課・係長でございます。そして、中央図書館長は、香川幸博。現職、都市整備部住環境整備課長でございます。

続きまして、裏面2ページをご覧ください。2でございます。こちらは、令和7年3月31日付けで、次の職を免ずるものでございます。（1）の部長級でございます。教育委員会事務局教育次長、中島俊一でございます。

続きまして、（2）の課長級でございます。教育委員会事務局学校環境整備担当課長、尾崎隆夫は新任職、子育て支援部子ども・若者担当課長兼務子育て支援部子育て政策課長【統括課長】でございます。続きまして、教育委員会事務局教育指導課長、谷合みやこは新任職、目黒区でございます。続きまして、教育委員会事務局生涯学習課長、柏原正彦は、選挙管理委員会事務局選挙管理委員会担当主幹兼務総務部総務課総務担当主幹でございます。最後に、中央図書館長、新井秀成でございます。

表の下をご覧ください。兼務解除の内容でございます。教育委員会事務局学校環境整備担当課長である尾崎隆夫の教育委員会事務局学校施設担当課長兼務、教育委員会事務局地域教育課長高橋裕之の教育委員会事務局放課後支援課長兼務は、いずれも令和7年3月31日付けで解除とする、としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第36号について原案のとおり可決といたします。

それでは、非公開とした案件は終了いたしました。

続いて、議案等を進めてまいります。議案第26号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第26号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

「提案理由」は、組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。改正部分につしまし

ては、下線を付してございます。第2条の表、教育総務課の項中、学校施設係、学校環境整備担当係を削りまして、同項の次に改正案のとおり加えるものでございます。

また、第2条の表、地域教育課の項中、放課後子ども事業係を削りまして、同表、放課後支援課の項中、放課後支援係を改正案のとおり、改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページをご覧ください。第3条第2項及び第8項中、学校施設担当課長、学校環境整備担当課長を、学校施設整備担当課長に改めます。

続きまして、4ページをご覧ください。第4条の表、教育総務課の部中、学校施設係の項及び学校環境整備担当係の項を削りまして、同部の次に、改正案のとおり加えるものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。第4条の表、教育指導課の部、教育振興係の項、第2号中、学校施設課管理係を学校施設課学校施設係に改め、同項第7号及び第9号中、室内を課内に改め、同部、いじめ対策担当係の項、第2号を削ります。

続いて、8ページをご覧くださいませ。同表、地域教育課の部、放課後子ども事業係の項を削ります。

続いて、9ページをご覧ください。同表、放課後支援課の部、放課後支援係の項、第7号中、「に關すること」を「その他他の係に属しないこと」に改め、同部に改正案のとおり加えるものでございます。

恐れ入ります。議案の3ページにお戻りくださいませ。付則でございます。「この規則は、令和7年4月1日から施行する」としています。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などあればお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第27号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、第27号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

「提案理由」でございます。組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。ご説明は2ページをご覧くださいませ。第1条の表中、12から19を改正案のとおり、改めるものでございます。

議案のほうにお戻りいただきまして、2ページをご覧ください。一番下の記載、付則でございます。「この規則は、令和7年4月1日から施行する」としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第27号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第28号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、第28号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正」につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらの「提案理由」でございます。旅費制度の改正及び組織改正に伴いまして、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

2枚おめくりいただきますと、新旧対照表でございます。こちらは2ページをご覧くださいませ。別表第1の教育長の専決事案（甲）の欄中、「近接地内旅行」を「東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内の旅行」に改め、教育次長等の専決事案（乙）の欄中、「人材育成課」を「人事課」に改め、同表、課長の専決事案（丙）の欄中、「人材育成課」を「人事課」に、そして「近接地内旅行」を「東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内の旅行」に改めるものでございます。

なお、こちらの改正につきましては、資料の2枚目、葛飾区教育委員会訓令甲第1号によりまして、令和7年4月1日としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第28号につきまして、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部

を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

まず、資料につきましては、議案と新旧対照表を添えております。

「提案理由」でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえまして、「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に改めるほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出いたします。

改正内容についてご説明いたします。まず、本規則中にございます「子の看護休暇」の名称につきまして、区議会で議決されました、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例により、子の看護休暇の取得要件の拡大、及び名称変更をいたしましたことに伴い、本規則においても「子の看護等休暇」に改めます。

次に、超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲につきまして、こちらも条例改正により、3歳に満たない子の育児を行う職員から、小学校就学の始期に達するまでの子の育児を行う職員へ拡大したことに伴い、本規則の該当箇所を改正いたします。

次に、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、及び勤務環境の整備に関する措置について、こちらも条例改正により、教育委員会の職員に対して、介護離職防止のため、本規則に定めます介護両立支援制度等の周知、請求に係る意向確認の面談、研修、相談体制や勤務環境の整備などを実施することといたします。

この改正は、令和7年4月1日施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第29号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第30号「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

まず、資料につきましては、同様に議案及び新旧対照表を添えております。

「提案理由」でございますが、子育て部分休暇の新設に伴い、葛飾区教育委員会が教育長に

委任する事項に、教職員の子育て部分休暇の承認及び付与を追加する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

改正箇所につきましては、それぞれの該当箇所に子育て部分休暇に関する文言を追加しております。新旧対照表のとおり追加をしております。

また、第2条第1項第1号に規定するのは、葛飾区立学校に勤務する都費の教職員。第2条第1項第2号に規定いたしますのは、葛飾区立幼稚園に勤務する区費の教職員。第2条第1項第11号に規定いたしますのは、葛飾区立学校に勤務する都費の時間講師及び日勤講師、非常勤教員となります。

なお、本規則の改正後に、教育長の権限に属する事務の一部委任について通達を改正し、所属長を除く所属教職員の子育て部分休暇の承認及び付与の権限を、年次有給休暇等と同様に教育長から所属管理職へ委任することを予定しております。

この改正は、令和7年4月1日施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第30号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第31号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、議案第31号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、「提案理由」でございます。旅費制度の改正に伴いまして、旅行先の区分である「近接地内」及び「近接地外」が廃止されましたことから、所要の改正をする必要が生じたので、本案を提出するものでございます。資料の2枚目以降に委員会訓令文と新旧対照表がございます。あわせてご覧いただければと存じます。

改正内容は、訓令にございますとおり、当規程の別表の校長の決裁事案の欄の中で「近接地外」を「東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域外」に改めるものでございます。これは、これまで同規程におきまして、副校長の出張のうち、長期にわたる近接地外へ出張を校長の決裁事案としておりましたが、旅費制度における近接地内及び近接地外の定義が廃止されましたため、本規程の近接地外の範囲を

明確にするものでございます。

この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第31号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第32号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、議案第32号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」ご説明いたします。

まず、資料につきまして、議案、訓令、新旧対照表、参考資料となっております。

「提案理由」でございますが、区議会で議決されました、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例により、本規程につきましても、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

旅費制度の改正内容につきましては、参考資料のとおりでございますが、参考資料をご覧ください。ただきますと、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、区議会の定例会に職員の旅費に関する条例の一部改正案が提出され、これに伴って新旧対照表のとおり、細かい規程が規定されることになりました。ご確認いただければと思います。

なお、この改正は令和7年4月1日施行でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第32号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第33号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 議案第33号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず、「提案理由」ですが、特別支援教室拠点校講師の職を廃止し、特別支援教室指導講師

の職を新設する必要があるので、本案を提出するものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。新旧対照表となっております。改正内容は、別表中の「特別支援教室拠点校講師」の項を削除し、同表に「特別支援教室指導講師」を追加するものでございます。これは、特別支援教室における巡回指導教員が欠員した場合に巡回校での指導に影響が出ることから、特別支援教室拠点校講師の職を廃止した上で特別支援教室指導講師の職を新設し、拠点校のみならず、必要に応じて巡回校で指導できるようにするものでございます。

なお、この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございましたらお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第33号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第34号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第34号「葛飾区郷土と天文の博物館処務規程の一部改正について」をご説明させていただきます。

まず、「提案理由」につきましては、組織改正に伴い、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するもので、郷土と天文の博物館処務規程の一部を別添のとおり改正いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。左側の現行欄にございます、第6条第1項第2号の下線で示しました「人材育成課」を右側の改正案欄の下線で示しました「人事課」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、訓令の第4号で記載のとおり、施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

本件のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第34号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 35 号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」を上程いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 第 35 号「葛飾区立図書館処務規程の一部改正について」 ご報告いたします。

内容については、先の郷土と天文の博物館の規程と同一でございまして、「人材育成課」が廃止され、「人事課」に統合されたため、「人材育成課」の表記を「人事課」へ改めるものでございます。内容については、別添の改正案及び新旧対照表のとおりとなっております。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 35 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 35 号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 37 号「葛飾区指定有形文化財の指定及び葛飾区登録有形文化財の登録について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第 37 号「葛飾区指定有形文化財の指定及び葛飾区登録有形文化財の登録について」をご説明させていただきます。

まず、「提案理由」でございます。葛飾区指定有形文化財の指定及び葛飾区登録有形文化財の登録をする必要がございますので、本案を提出するもので、葛飾区文化財保護条例第 4 条及び第 13 条の規定に基づき、下記のとおりそれぞれ行ってまいります。

まず、1 の区指定有形文化財の指定についてです。（1）の文化財の名称は、「題経寺（柴又帝釈天）諸堂群 開山堂（釈迦堂）」で、所有者は、「経栄山題経寺 代表 望月洋靖」で、所在地は、「柴又七丁目 10 番 3 号」でございます。なお、この 1 の文化財の指定におきまして、文化財の名称の「題経寺（柴又帝釈天）諸堂群」部分と、所有者及び所在地につきましては、同一でございますので、省略させていただきます。

続いて、（2）の文化財の名称は、「祖師堂（本堂）」でございます。

おめくりいただき、（3）の文化財の名称は、「二天門 附明治三十年棟札」でございます。

続いて、（4）の文化財の名称は、「帝釈堂 附大正四年内殿棟札」と「附昭和四年拝殿棟札」でございます。

続いて、（5）の文化財の名称は、「大鐘楼」でございます。

続いて、（6）の文化財の名称は、「渡り廊下」でございます。

なお、本件は葛飾区文化財保護審議会より、「『題経寺（柴又帝釈天）諸堂内及び二天門建築装飾彫刻一括』として葛飾区登録有形文化財に登録されているところ、彫刻を含む建築物と

しての諸堂の価値を高く評価できるものであり、『葛飾区文化財登録・指定基準』に合致するため、(1)～(6)を建築物群としてとらえ、それぞれを葛飾区指定有形文化財に指定することが妥当」との答申があったことから、指定するものでございます。

次に、2の区登録有形文化財の登録についてでございます。文化財の名称は、「題経寺（柴又帝釈天）鳳翔会館」で、所有者及び所在地につきましては、1の文化財の指定と同一でございます。

また、別添の葛飾区文化財保護審議会からの答申には、本件に係る物件の来歴や特徴などについても記載されております。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第37号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等12件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「令和7年度葛飾区各会計予算の審査について(第4分科会)」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「令和7年度葛飾区各会計予算の審査(第4分科会)」につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。分科会の所管事項及び審査日は、1及び2に記載のとおりでございます。

次に、3の各会派等の意見につきましては、2ページから4ページにまとめてございます。教育費に関する内容をご説明申し上げます。

初めに、2ページの自由民主党議員団でございます。学校規模の適正化については、将来の児童・生徒数などを考慮した配置の検討。金町駅から科学教育センターまでの案内板の設置。学校外水泳指導における、各学校の課題に合わせた区教委のサポート。デジタル教科書の導入における慎重な検討。教育情報化推進については生徒のタイピングの更なる推進。双葉中学校夜間学級の積極的な周知。放課後の校庭を活用した遊び場の拡充における委託の検討。小菅西公園スケートボード場における案内板の設置や騒音トラブルへの対応。RUNフェスタの公道開催。体育施設を活用した高齢者の健康づくりの推進。奥戸・水元両体育施設への交通の利便性向上の要望等がございました。

次に、葛飾区議会公明党でございます。小学校から中学校にスムーズに移行できる英語教育の取組。1人1台タブレット端末の更新における適正なデータ処理。特別支援教育における、子どもの成長に資するデジタル教材の活用。総合教育センター外周の植栽の適正な維持管理。各小中学校の暑さ指数計については、判断基準の順守。区立幼稚園で培った知見等の幼児教育における活用。図書館における他部署と連携した取組。生活に役立つ情報提供と発信の要望等がございました。

次に、かつしか区民連合でございます。屋内プール建設における、改築計画と財政予測の提示。学習センターについては、ガイドラインの見直し。総合教育センターにおけるセンター長ポストの継承。教育に関する助成金等における、区民目線での情報発信。学校給食における食材費高騰への対応。コミュニティスクール導入に向けた指導主事等の専門性の確保。図書館の取組方針に基づく整備。博物館の整備の方向性の提示。アメージングスポーツラボジャパンとの新協定についての再考。障害者スポーツ推進における目標の提示の要望等がございました。

次に、3ページの日本共産党葛飾区議会議員団でございます。学校給食における物価高への対応。学校プールのプールサイドの日陰の整備。水泳指導の抜本的な見直し。学童保育クラブの待機児童対策。「バルサアカデミー」に対するグラウンドの優先利用の解消の要望等がございました。

次に、みらい葛飾（生活者ネット・無所属）でございます。わくわくチャレンジ広場については、週5日実施の早期実現。学校給食における、有機食材の使用の検討。健康上の配慮が必要な子どもへの対応。香害に関する効果的な周知。修学旅行費に関する契約基準の扱い。バルサ葛飾校・キッズチャレンジ問題に関する徹底検証。アメージングスポーツラボジャパンの4月からの優先利用についての要望等がございました。

次に、無所属の1人目でございます。プログラミング教育における民間事業者との連携。かつしかチャレンジプログラム等におけるメニューの充実。人材育成のためのプログラミング教育の充実。日本語教育の充実。不登校対策におけるスクールカウンセラー等を活用した支援の要望等がございました。

4ページをご覧ください。無所属の2人目でございます。教員のメンタルヘルスケアへの対応。イングリッシュチャレンジコースの定員。小学校におけるトイレの完全洋式化及び体育トイレのバリアフリー化。地域文化遺産制度の周知。旧高砂第二教職員住宅の跡地活用。ポニースクールについては、観光、健康づくりの面からの広報の要望等がございました。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 会派の方々からご意見を頂いているものについて、記載されている内容の詳細が分かれば教えてくださいというところで、2点ほどご質問です。

自由民主党議員団さんのほうから、デジタル教科書の課題について言及があったとのことでした。今後整理して慎重な検討を行うというところなので、まだ課題整理まではできていないのかもしれないですが、何かご指摘があった課題等があればお教えくださいというところが1点です。

また、3ページ目のみらい葛飾（生活者ネット・無所属）さんのほうから香害についての課題が上がっていますが、こういったものが課題視されているかというところを伺えると幸いです。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 デジタル教科書の課題の件なのですけれども、意見として頂いたのが、やはり紙の教科書とデジタルの教科書については、国でも検討する中で、どちらにもメリットがあるということなので、慎重な検討をしてほしいという趣旨でございました。

○田中委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○田中委員 具体的な課題などは、これからメリット、デメリットを整理して検討していくというところでよろしいでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 今、国のほうでも様々な議論をされているところですので、その議論を注視しながら、本区としてどうしていくかというのをこれから検討していくところでございます。

○田中委員 承知しました。

○教育長 香害についてはいかがでしょうか。

学務課長。

○学務課長 香害、香りの害について説明いたします。内容といたしましては、強い香りを発する化学物質に対して、非常に過敏な体質のお子さんが多くいるというところで、学校ではどのように対策しているのかというところでございました。

現状といたしましては、例えば、学校の給食を配膳する際の給食着は使った児童が持ち帰って、家で洗濯をして持ってくるといったような扱いをしているのですけれども、例えば、家で使う洗剤や柔軟剤が非常に香りの強いものであった場合、次に使うお子さんが香りに対して過敏な体質を持っているという場合に、非常によくないというような話でございます。

対策といたしましては、例えば、保健日よりで、香りの害で困っているお子さんがいらっしゃることや、家で洗濯をする際には香りの非常に強い柔軟剤を使わないよう考えていただきました。

いということをお知らせするほか、学校で給食の着衣の貸し出しなどを個別に対応しているところがございます。とはいえ、香りの害については、まだまだ認知度が高くないこともあるので、引き続き保健だよりを使ったお知らせや、学校での視認しやすい場所へのポスターの掲示などを続けながら、より広く知ってもらうような取組を続けていくことを考えているところがございます。

○教育長 よろしいですか。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 最初の自由民主党の議員団のところで、双葉中学校の夜間学級のPR拡充というような話がありました。私は今年双葉中学校の卒業式に参加させていただき、教育委員会と区長の祝辞を述べてきたのですが、とても感動しました。卒業生は14名だったのですが、10代から20代、40代、最高の方は70代の方もいました。健康上の問題や家庭環境の問題で適齢の時期に中学校義務教育を受けられなかった方が、もう一度受け直そうということで、かなりの情熱を持って学習し卒業していく様子を見させていただきました。PR拡充が必要だということなのですが、今年の卒業生は14名だったのですが、ここ数年の卒業生の人数の推移、傾向みたいなものがもし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 申し訳ございません。卒業生の推移の資料が手元にございませんで、在籍者の推移でお答えをさせていただければと思います。

まず、過去5年間、1年生から3年生までの合計になりますけれども、令和2年度の在籍人数は通常学級が10人、日本語学級が21人、合計31人。令和3年度が、通常学級が24人。日本語学級21人、合計45人。令和4年度が、通常学級が23人、日本語学級が22人、合計45人。令和5年度が、通常学級22人、日本語学級20人、合計42人。令和6年度が、通常学級23人、日本語学級18人、合計41人。こちら各年度5月1日時点での数字でございますが、在籍者の状況としてはそういった数字となっております。

○井口委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

次に、報告事項の2「『第11回かつしかふれあいRUNフェスタ2025』の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の2「『第11回かつしかふれあいRUNフェスタ2025』の実施結果について」ご説明申し上げます。

まずは、1の「実施日時」、2の「会場」、3の「天候等」、4の「出走者数及び完走者数等」につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、5の「救急搬送・迷子」につきまして、まずは救急搬送でございますが、ハーフマラソンに参加された41歳の男性がゴール300メートルほど手前で倒れ、心臓発作による心肺停止状態から、救護スタッフによる心肺蘇生法とAEDにより蘇生し、救急搬送された事例が1件ございました。この方は、一週間ほど入院されましたが、現在は無事に退院をされており、元通りの生活に戻れているとの報告を受けてございます。

迷子につきましては、3件ございましたが、いずれも当日中に保護者の方へ引き渡すことができております。

次に、6の「その他」でございます。本大会では、東京理科大学陸上競技部に協力を頂き、「ペースランナー」を導入したことや、メイン会場にキッチンカーを導入し、フードブースの充実を図ったこと、さらには、地元の方々のご協力によりまして、駅から会場までの動線で参加者らへの声かけや誘導等を行うなどの新たな取組を行ったものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和7年教育委員会第3回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時45分